

学校法人会計の特徴や企業会計との違い

学校法人が学校経営を行う目的は、教育・研究を推進することであり、人材を育成するとともに研究活動を社会に還元することを意味しています。

企業会計は、収益と費用からその経営成績を知ることがありますが、学校会計は、計算書類によって財務の面から、教育研究活動が円滑に遂行されたか否かを知ることにあります。また、教育研究活動を充実し、発展させるための資金や財産を管理するだけでなく、財務状況を正確に把握し、健全な経営をする必要があります。

学校法人の決算書の作成は、私立学校法第47条第1項と私立学校振興助成法(以下「助成法」)第14条第1項で求められています。

私立学校法第47条第1項では、「学校法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。」とあり、私学法施行規則第4条の4において、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に従って決算書を作成するよう取り決められています。

助成法第14条第1項によると、「第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類を作成しなければならない。」とされており、上記の「文部科学大臣の定める基準」が「学校法人会計基準」となります。

助成法は、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成金、いわゆる補助金の交付を規定する法規であるため、助成金の公平配分の観点から、その金額の計算基礎となる決算書の作成基準として、学校法人会計基準を規定しています。

決算に必要な計算書類は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表により構成されています。

①資金収支計算書

当該会計年度(4月1日～翌年3月31日)の教育研究活動やこれに付随する諸活動に対応するすべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の動きを表しています。

②消費収支計算書

当該会計年度(4月1日～翌年3月31日)の消費収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表しています。

③貸借対照表

年度末における資産・負債・基本金および収支差額を把握し、財政状態の健全性を表しています。

一方、収益事業を目的としている企業会計では、決算に必要な計算書類として、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書、個別注記表が作成されます。営業活動の成績を損益計算書で表し、単年度の期間の事業状況を明確化し、経営成績を知ることによって収益力を高めることに役立てようとしています。